

平成19年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成19年10月29日(月曜日)午後2時30分開議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議案の上程

議案第1号から議案第4号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

- 1 開 会
- 2 諸般の報告
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 副議長の選挙
- 7 議案第1号から議案第4号の上程、説明
- 8 議案第1号の質疑、討論、採決
- 9 議案第2号の質疑、討論、採決
- 10 議案第3号の質疑、討論、採決
- 11 議案第4号の質疑、討論、採決
- 12 閉 会

出席議員(12名)

1番 兒 玉 正 直

2番 神 田 徳 光

3番 川名部 実

4番 三 橋 秀 夫

5番 立 崎 金 治

- 6番 伊藤高明
7番 小澤定明
8番 北村新司
9番 福田守
10番 内海和雄
11番 越川廣司
12番 京増幸男

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健 一
副管理者	藤 和 雄
副管理者	小 坂 泰 久
会計管理者	伊 藤 はつ子
消防長	島 村 義 明
次 長	原 口 貞 男
消防本部参事兼総務課長	大 野 道 夫
予防課長	鈴 木 昭 三
消防本部参事兼査察調査課長	荻 嶋 樹 夫
警防課長	岡 田 文 夫
通信指令課長	鈴 木 義 信
佐倉消防署長	落 合 謹 一
志津消防署長	小 川金右卫門
八街消防署長	竹 尾 要
酒々井消防署長	白 鳥 直 木

議会事務局出席職員氏名

書記長 名 和 富 男
書 記 齊 藤 知 久
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後2時50分）

○議長(川名部 実君) ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成19年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長（川名部 実君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

初めに、管理者より専決処分についての報告がありました。また、監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議席の指定

○議長（川名部 実君） 日程第 1、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出されました議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号 6 番、山本義一君、議席番号 7 番、小澤定明君、議席番号 8 番、北村新司君、以上のとおり議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川名部 実君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 5 番、立崎金治君、議席番号 6 番、山本義一君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（川名部 実君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

副議長の選挙

○議長（川名部 実君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に山本義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山本義一君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本義一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山本義一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。山本義一君、ごあいさつをお願いいたします。

(副議長登壇、あいさつ)

○副議長(山本義一君) ただいま皆様からご推挙いただきまして、消防組合議会副議長を仰せつかりました八街市議会議員選出の山本義一と申します。まだまだ若輩者ではございますが、今後ここにおられる皆様と共に消防組合議会を円滑に進めてまいりますので、皆様方におかれましては、今後もご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任のあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長(川名部 実君) 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長(川名部 実君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

(管理者 長谷川健一君登壇)

○管理者(長谷川健一君) 本日ここに平成19年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

さて、去る8月26日に行われました八街市議会議員選挙の結果、めでたく当選され、このたび八街市議会において山本義一議員、小澤定明議員、北村新司議員が消防組合議員に選出されました。また、ただいま副議長に山本義一議員が当選され

ました。心からお祝いを申し上げるとともに、今後とも消防行政の充実のために、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額42億4,931万3,198円に對しまして、歳出総額は41億8,895万9,853円で、歳入歳出差引残高は6,035万3,345円で、このうち3,200万円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では1,890万7,566円、0.4%の減で、歳出では2,416万3,111円、0.6%の減でございます。なお、本決算につきましては、去る8月31日に監査委員の審査及び意見をいただいておりますので、この意見に對処するよう努力いたします。

議案第2号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,673万3,000円といたそうとするものでございます。歳入の補正は、長期債償還分担金を減額し、繰越金を増額いたそうとするものでございます。歳出の補正は常備消防費のうち、需用費で消耗品費及び修繕料を備品購入費で警防用備品購入費を増額し、公債費のうち利子を減額いたそうとするものでございます。

議案第3号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、臼井出張所に配置する水槽付消防ポンプ自動車について、4,110万7,500円をもって株式会社野口ポンプ製作所と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第4号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、八街消防署に配置をする高規格救急自動車について、2,856万円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

提案理由の細部の説明

○議長（川名部 実君） 議案第1号から議案第8号までの提案理由の細部の説明を求めます。

次長、原口貞男君。

○議長（川名部 実君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、原口貞男君。

○次長（原口貞男君） 次長の原口貞男でございます。提案理由の細部につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。まず、歳入合計ですが、予算現額42億4,913万9,000円に対し、調定額、収入済額とも42億4,931万3,198円でした。2ページをお願いいたします。歳出の合計ですが、予算現額42億4,913万9,000円に対し、支出済額は41億8,895万9,853円でした。歳入歳出差引残額は6,035万3,345円で、そのうち財政調査基金への繰入額は3,200万円であります。詳しくは決算書の3ページからの歳入歳出決算事項別明細書により説明いたします。まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目常備消防費分担金、予算現額36億4,436万2,000円で、調定額、収入済額とも予算現額と同額であります。構成市町分担金の内訳でございますが、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます主要施策の成果の説明書、5ページを合せてご覧いただきたいと思っております。3、構成市町別分担金収入状況で常備消防費分担金、佐倉市が22億9,012万4,000円で、分担割合が62.83%、八街市が9億8,917万3,000円で27.15%、酒々井町が3億6,506万5,000円で10.02%であります。決算書3ページをお願いいたします。2目長期債償還分担金、予算現額3億2,633万9,000円で、調定額、収入済額とも3億2,633万8,409円であります。減額補正の248万6,000円は、平成17年度消防車両整備事業に係る借入金の利率が、当初見込みより低かったことにより減額したものであります。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額240万円で、調定額、収入済額とも241万3,650円あります。これは、危険物施設許可申請手数料等であります。増額補正の40万円は、当初の見込みより手数料が多かったことによるものであります。続きまして、4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金は、予算現額1,000円で、収入はございませんでした。4款県支出金、1項県補助金、1目県補助金は、予算現額404万8,000円、調定額、収入済額とも404万8,000円あります。これは、佐倉消防署神門出張所の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材の購入に伴う消防施設強化事業補助金であります。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、予算現額3万8,000円で、調定額、収入済額とも3万8,136円あります。増額補正の3万7,000円につきましては、財政調整基金預金利子であります。6款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金、予算現額1,000円で収入はございませんでした。7款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1億円で、調定額、収入済額とも同額であります。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2,719万3,000円で調定額、収入済額とも2,719万3,790円あります。これは前年度の繰越金であります。

9款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円で、収入はございませんでした。2項雑入、1目雑入は、予算現額835万6,000円、調定額、収入済額は851万9,213円であります。収入の主なものは、東関東自動車道救急業務支弁金233万3,460円、保険事務手数料382万560円、全国市有物件災害共済金11万4,450円、救急資器材導入助成金129万1,000円、その他95万9,743円であります。増額補正の135万7,000円につきましては、財団法人救急振興財団より助成をいただきました。救急体制強化のための資器材導入に係る助成金等であります。続いて、6ページをお願いいたします。10款組合債、1項組合債、1目組合債、予算現額1億3,640万円で、調定額、収入済額とも同額であります。これは、八街消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車、角来出張所配置の消防ポンプ自動車、神門出張所配置の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材、佐倉消防署配置の電源照明車の購入等、消防車両整備事業債であります。なお、減額補正の600万につきましては、事業の確定による減額であります。次に、7ページからの歳出について説明いたします。1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額208万2,000円に対し、支出済額188万6,766円、不用額19万5,234円で、執行率は90.6%であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1億70万8,000円に対し、支出済額1億56万2,150円、不用額14万5,850円で、執行率は99.9%であります。主な支出は、8ページをお願いいたします。25節積立金で、財政調整基金への積立金1億円あります。2項監査委員費、1目監査委員費、予算現額、10万6,000円に対し、支出済額9万3,991円、不用額1万2,009円で、執行率は88.7%であります。3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額38億1,576万1,000円に対し、支出済額37億6,008万4,177円、不用額5,568万5,833円で、執行率は98.5%であります。1節、報酬の支出済額55万7,000円は、当組合の健康管理規程に基づき選任しております産業医1名分の報酬及び個人情報保護審議会委員報酬、情報公開審議会委員報酬は、組合の消防行政の公正性と透明性を高め、住民と組合の消防行政との信頼関係の確保を図るため、当組合個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき選任された各委員5名分等の報酬であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、全消防職員の人件費であります。8節報償費の支出済額59万5,786円は、表彰用物品購入費、当組合の表彰規則に基づき、災害活動に協力された方々及び成績優秀な職員に対する表彰物品の購入費であります。講師謝礼につきましては、音楽隊の演奏訓練時の講師謝礼及び職場内での職員研修時の講師謝礼であります。9節旅費の支出済額394万8,759円は、全消防職員の普通旅費と消防大学校、県消防学校及び救急救命士研修所等の研修、視察並びに会議等に係る特別旅費であります。続いて、10ページをお願いいたします。11節需用費の支出済額1億1,668万4,029円の主なものを申し上げます。消耗品費は消防本部

及び消防署における警防用、予防用、事務用消耗品費であります。燃料費は配置車両 68 台分の燃料費等であります。印刷製本費は、年 2 回発行しております当組合の広報誌「ダイヤル 119」及び各種帳票類、組合例規集、消防年報その他の印刷費であります。光熱水費は、消防本部及び署所の電気、ガス、水道、下水道の使用料であります。修繕料は、消防車両の車検、12 カ月点検、タイヤ交換その他の車両修繕、事務用機器、警防用備品の修理及び庁舎施設の修繕に要した費用であります。被服費は、被服等貸与規則に基づきまして、職員に貸与しました被服の購入費であります。救急医薬材料費は、救急隊 11 隊が使用する救急医薬品等の購入費であります。12 節、役務費の支出済額 2 814 万 7 967 円の主なものは、通信運搬費として消防本部、各署所の一般加入電話、指令専用電話、救急隊が医療機関との連絡及び伝送装置に使用する自動車電話、携帯電話等の電話料、発信地表示システムの回線使用料及び郵便料であります。保険料としましては、消防車両の車検時の自賠責保険料、自動車任意保険料及び建物損害保険料、手数料といたしましては、空気及び酸素ボンベの耐圧検査手数料、職員が仮眠時に使用する寝具のクリーニング代、救急救命士、潜水土等の免許試験登録料等であります。13 節、委託料の支出済額 5 004 万 1 518 円の主なものを申し上げます。11 ページ、1 行目の消防庁舎清掃業務委託、3 行目、消防庁舎空調設備保守業務委託、4 行目、コピーパフォーマンスは、コピー機の保守及び使用料、12 ページ、3 行目の職員健康診断委託は、当組合の健康管理規程に基づき、全職員に実施する定期健康診断料、5 行目、ダイヤル 119 新聞折込委託は当組合が年 2 回発行する広報誌で新聞折込により管内各世帯に配付するものです。10 行目、感染性産業廃棄物処理委託事業は、救急隊が応急手当を実施する際に発生する廃棄物の処理業務委託であります。13 ページ、2 行目、救急救助関係資機材保守点検業務委託、6 行目、119 番通報による発信地表示システム保守点検業務委託、7 行目、消防無線設備保守点検業務委託、8 行目、消防緊急通信指令施設保守点検委託は指令台、署所端末装置、自動出動指定装置、地図検索装置等機器の保守点検及びソフトウェアの保守委託に要した費用であります。9 行目、車両動態位置管理装置保守点検業務委託は、出動車両の動態管理等円滑な運用のため保守委託に要した費用であります。10 行目の携帯 119 番直接受信 UUI 機能追加委託は、携帯電話から 119 番を受信する際に他の消防本部との情報交換を文字及び音声で確認できるようにするための追加事業委託であります。11 行目、指令システム改修委託は、携帯、IP 電話受信件数等集計項目の追加や 18 年度導入車両のデータ追加のシステム改修委託であります。12 行目、気象観測装置オーバーホール再検定業務委託は、設置してあります気象観測機器の法令に基づく再検定業務委託です。14 ページをお願いいたします。14 節、使用料及び賃貸料の支出済額 2 672 万 4 332 円は、救急出勤時の有料道路使用料等、通信指令課の地域防災気象情報装置及び車両動態位置管理装置ナビ付車載末

端装置、消防本部、署所のコピー機、パソコン、ファクシミリ等の事務用機器の賃借料、並びにテレビの視聴料であります。15節、工事請負費、16節、原材料費とも支出はありませんでした。18節、備品購入費の支出済額1億6846万4044円の主なものを申し上げます。主要施策の成果の12ページをお願いいたします。5の(1)、車両購入事業は、法令や千葉県ディーゼル自動車排気ガスの抑制に関する条例及び当組合の更新計画に基づいて更新また整備計画により新規に購入したもので、八街消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車は平成4年式を、角来出張所配置の消防ポンプ自動車は平成5年式を、神門出張所配置の高規格救急車は平成11年式の2B型救急車から、それぞれ更新したもので、佐倉消防署配置の電源照明車は新規に購入したものです。続いて、警防用備品購入費については、(2)自動体外式除細動器1式の購入は、救急需要の増加に対応すべく、救急予備車を活用した佐倉第2救急隊の運用に伴い二相波形式除細動器を整備したものです。その他といたしましては、消防用ホース60本、空気呼吸器用ボンベ5本は耐用年数の経過により更新したものであります。続いて、決算書の14ページをお願いいたします。庁用備品購入費は、職員が使用する寝具類や炊飯器、洗濯機、事務用ロッカーの老朽等による購入費であります。予防用備品購入費は、火災調査用一眼レフカメラやカメラ用広角レンズ、訓練用水消火器の購入費であります。その他の備品購入費は、デジタルカメラ用プリンターの購入費であります。19節、負担金、補助及び交付金の支出済額2619万3203円の主なものは、主要施策の成果の9、11ページもあわせてご覧いただきたいと思いますが、消防大学校に5名、千葉県消防学校に26名、千葉県自治研修センターに4名、印旛郡市職員研修に6名を研修のために派遣いたしましたこれらの入校負担金、救急救命士研修負担金は、救急救命士東京研修所に2名、救命士薬剤投与追加講習のため救急救命士九州研修所に4名派遣した負担金、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金は、救急業務の高度化推進に伴い、消防機関と医療機関の連携強化を図るもので、内容といたしましては、1、救急隊が現場からの医師の指示、指導、助言を要請できる体制。2、実施した救急活動に医学的見地からの処置の適正について事後検証を行う体制。3、救急隊員が医療機関において病院実習ができる体制の3項目であります。当組合は、印旛地域7消防本部と2医療機関において平成15年3月に協議会を設立しております。職員厚生助成金は、職員の福利厚生事業のための負担金であります。決算書の15ページに戻りまして、22節、補償、補てん及び賠償金について支出はございませんでした。27節、公課費の支出済額241万3400円は、自動車の重量税であります。4款公債費、1項公債費、予算現額3億2648万2000円、支出済額3億2633万6529円は、組合債の償還元金及び利子等であります。248万6000円の補正は、歳入でも申し上げましたが、平成17年度消防車両整備事業に係る借入金の利子確定による減額であります。続いて、16

ページをお願いします。5款予備費、1項予備費、1目予備費、予備現額400万で支出はございませんでした。次に、17ページの実質収支に関する調書であります。歳入総額42億4,931万3,198円、歳出総額41億8,895万9,853円、歳入歳出差引額6,035万3,345円であります。決算額の前年度との比較につきましては、歳入については1,890万756円、0.4%の減、歳出については2,416万311円、0.6%の減であります。18ページをお願いします。1、公有財産の土地及び建物については、増減はございませんでした。19ページの2、物品についてでございますが、まず消防ポンプ自動車の増減につきましては、角来出張所配置車両1台を更新したもので、更新済車両を佐倉消防署の予備車として配置したものです。水槽付消防ポンプ自動車の増減につきましては、八街消防署配置車両1台を更新したもので、更新済車両を志津消防署の予備車として配置し、既存の予備車を廃車したものです。次に、高規格救急自動車1台の増につきましては、神門出張所配置車両1台を更新したもので、更新済車両の救急自動車2B型を廃車したものです。この更新によりまして、消防組合管内の救急自動車すべてが高規格救急自動車となりました。電源照明車につきましては、佐倉消防署に新たに1台配置したものです。20ページの3、基金に関しましては、財政調整基金といたしまして、平成17年度末現在高1億9,310万円、平成18年度中増減高6,990万円、平成18年度末現在高2億6,300万円あります。

続きまして、議案第2号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を41億2,673万3,000円といたそうとするものでございます。補正の内容につきましては、4ページからの歳入歳出補正予算、事項別明細書により説明いたします。まず、歳入であります。1款分担金及び負担金、1項分担金、2目長期債償還分担金233万7,000円の減額補正は、平成18年度に整備をいたしました消防車両3台、高規格救急自動車1台の整備に係る組合債で、借入利率の確定による分担金の減額であります。構成市町の分担金の減額は説明欄に記載してございますが、佐倉市が146万8,289円、八街市が63万4,414円、酒々井町が23万4,985円の減額であります。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、1,663万1,000円の増額で、補正財源といたしまして、前年度の繰越金を充当いたそうとするものでございます。次に、歳出についてですが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、1,663万1,000円の増額となります。増額の概要について説明いたします。1.1節需用費は247万9,000円の増額で、消耗品費につきましては、火災予防条例改正による一般住宅等への住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、普及促進を図るための広報用物品の整備、並びに災害に際し、迅速、確実な出動につなげるために、改定された最新版の動態図を導

入するためであります。また、修繕料は、冷暖房機ガスヒートポンプや仮眠用ベッドの修繕等物品及び施設の維持補修費でございます。18節 警防用備品購入費 1,415万2,000円につきましては、寄贈救急車の艤装費用及び必要積載品の購入費用であります。なお、寄贈救急車でございますが、自治省消防庁救急企画室より、平成19年度寄贈救急車の要望調査がありました。佐倉消防署第2救急隊の運用を開始しておりますが、当該救急車は平成9年式で走行距離も16万キロを超えている状況であります。財政状況が厳しく、整備計画でも更新予定はありませんでしたので、老朽化した高規格救急車を更新することによって、救命率の向上を図ることを目的といたしまして要望いたしましたところ、寄贈の決定通知をいただきましたが、寄贈救急車は車両本体のみであり、高度救命処置用資器材、その他の救急用資器材及び艤装費用は寄贈を受ける団体負担が条件でございますので、予算措置をいたそうとするものでございます。なお、寄贈元は「日本損害保険協会」でございます。4款公債費、1項公債費、2目利子、233万7,000円の減額補正は、23節償還金、利子及び割引料で、歳入でも申し上げましたが、平成18年度組合債借入分利子確定による減額であります。

次に、議案第3号、議案第4号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第3号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、臼井出張所に配置します水槽付消防ポンプ自動車につきまして、去る7月12日、当消防本部におきまして制限付き一般競争入札を行いましたところ、9者が参加し、4,110万7,500円で株式会社野口ポンプ製作所が落札いたしました。よって、契約金額4,110万7,500円をもちまして、千葉市中央区椿森3丁目6番6号、株式会社野口ポンプ製作所千葉営業所長、中田輝男と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして、議案第4号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、八街消防署に配置します高規格救急自動車につきまして7月12日に当消防本部におきまして、制限付き一般競争入札を行いましたところ、2者が参加いたしましたが、予定価格に達しなかったため、第2回目の最低入札者である千葉市中央区登戸2丁目2番7号、千葉トヨタ自動車株式会社、代表取締役、麻生茂と協議の結果、契約金額2,856万円で協議が調いしましたので、購入契約を締結いたそうとするものでございます。なお、議案第3号、第4号につきましては、参考資料といたしまして、契約会社の会社概要、入札参加者一覧、開札調書、車両の概要を添付させていただきます。

以上をもちまして、提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第 1 号 平成 18 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、兒玉正直君。

○1 番（兒玉正直君） 1 番、兒玉正直です。決算でありますけども、消防は人件費が消防の決算の中で 8 割を占めているわけでありまして、昨年に比べて約 26%、8 800 万減額ということになっています。ただ 18 年度は私も予算で調べましたけれども、給与改定がありましたし、また期末勤勉手当の 0.5 カ月分の増があっても、職員手当関連で減額されているわけでありまして、そして、18 年度の予算に比べても減になっている。こういう状況だと職員の収入にもかなりの影響が出ているだろうと推察するわけですが、端的にこの状況を示していただきたいということで、私もちょっと先に質問を提出いたしまして、これには 40 歳、平均年齢がここは標準平均 40 歳ですから、40 歳をモデルにして 18 年度、17 年度比べて年間収入どうなるかということを示していただきたいということを聞きました。議長にお願いしてあるんですけど、この資料は整っていると思いますけれども、皆さん方にお配りしていただきたいと思います。これが質問の第 1 点目です。それから、質問の第 2 として、これから人件費の抑制ということになりますと、やはり職員の採用にも影響していくのではないかと。そこで応募者数、それから合格者数、目標者数を、これも聞きたいと思います。そして、現員が 375 人。しかし、3 人不足の原因もあると思います。この不足の要因、またその影響について述べていただきたいと思います。この人件費の不用額 4 200 万あるわけでありまして、これは結局入庁を予定していた人が入らない、そんなことの減額であろうと私は思うのですけども、その点もお答えいただきたいなと思うのです。

次に、職員の勤務状況について聞きたいと思います。出勤で圧倒的に多いのが救急でありますけども、それも夜間に集中しているだろうと思います。この夜間の救急体制を維持するに、勤務の検討をしていると思いますけども、この状況についても何かわかる詳しい説明の資料がありましたらご提示くださいということをお願いしておきました。これも議長、皆さまにお配りいただきたいと思います。定員と比べて不足している状況の中でありまして、職員の採用状況、防災訓練しています中で、やはりその体制を変更していく中での採用状況から適正な職員数、どのくらいが、理想だとするのか、これは 375 名と比べて理想とする定員というのはどのくらいなのかということを示していただきたいなと思います。私どもの議会では職員ということになりますと、臨時職員手当賃金もあるわけでありまして、これが消防組合の中での職員ではそういった臨時職員というものがいるのかどうか、それを説明していただきたいと思います。

3点目は、次世代育成支援の問題であります。インターネットから見ましても次世代育成支援の行動計画というものを策定しているわけでありましてけれども、なかなか男の職場では子育てのための育児休暇がとれないということもあります。とにかく今は少子化に向かっている中でいかにして子供を増やすかというところが大きな問題であるわけですが、当然これは民間、公務員も避けて通れない、公務員の皆様方が率先して子供をたくさん育ててほしいと思うわけですが、こういった育児休暇がとれる体制の人数、また取得の状況、そのときに佐倉市などでもとうていこの条件ではとれない、とらない状況です。せっかく次世代育成支援行動計画の中で、できるだけそういった周知を図る環境を整えろというふうになっているわけですから、その条件についてどうなっているかということ、これを聞きたい。

最後の項目ですが、建物火災の場合、コロニアルや、また外壁などにアスベストが入っている。火災の場合は当然問題が出てくると思いますけれども、職員のこうした健康管理の問題はどうなっているかということをお聞きします。

以上です。

○議長（川名部 実君） ただいま兒玉正直議員から資料の配付について要望がございました。資料作成の間、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時46分

○議長（川名部 実君） 続いて会議を開きます。

兒玉正直議員から要望がありました資料につきまして、事務局に配付いたさせます。兒玉議員からの要望で資料を配付いたしましたけれども、よろしいですか。ご説明は先ほどの答弁とあわせて。それでは、本部よりどうぞ。

消防長、島村義明君。

○消防長（島村義明君） 消防長の島村義明でございます。兒玉議員の質問にお答えいたします。大きく分けると4点ほどご質問いただいていると思いますが、そのうち1番目の人件費の関係については私消防長からお答えしまして、その後の2、3、4につきましては、担当総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。まず第1点目の、人件費の影響という、減額の影響ということでございますが、お手元に人件費の減額の影響についてということで、大きく減額した理由というものをお配りさせていただきました。これにつきまして少し説明をさせていただきたいと思っております。平成17年8月そして、同じ年の12月にそれぞれ人事院、あるいは千葉県人事委員会のほうから勧告が出たわけですが、この勧告の中で、今までとは非常に大きく変化がありまして、50年ぶりの枠組が改正というように言われておりますが、特にこれまで公務員給与というのは年功的な給与体系だった

わけですけれども、年功的な給料表を廃止しまして、職責に応じた給料表、そして昇級制度というものが導入されている部分。あわせて、これまで調整手当というものが支給されていたわけですけれども、これについては新たに地域手当というように名前を変えて、そしてパーセントが新たに示されたということもございました。また、それに併せまして、特殊勤務手当につきましても社会情勢の変化を踏まえた見直しをするようにというような勧告が出ております。そうしたことから、給料表は平均で55%下がっております。しかしながら、本俸の現給保障制度というような制度ができて、現給を維持できるというような形にはなっておりますが、しかしながら現給保障していく。すなわち、給料表での高いところで保障していくという関係では、実質定期昇給というものはなくなってしまうというようなことが出ています。それから、地域手当についてでございますが、これは佐倉市につきましては、国では6%というような地域に指定をされました。県のほうでは8%というような地域になっているわけですが、やはり構成市町の状況を考えますと、県ではなく国の6%をとるべきではないかというようなことで6%に下げしております。また、併せまして住宅手当、これにつきましても、それまで県に準じまして4300円を新築から5年目まで支給していたわけですが、これも国と同じ新築5年目まで2500円を支給するということで減額をしております。それから、特殊勤務の関係でございますけれども、見直しの中で隔日勤務に支給しておりました1夜勤務するごとに500円というような夜間特殊勤務手当というものを全面的に廃止をしております。それから、これとは若干異なるわけですけれども、休日勤務手当につきまして、原則はやはり休みを与えるべきであろうというようなことから、年末年始を休日等を最低人員を確保するというようなことのもとに、できるだけ休みを、休日は休みを与えるというような形に変えております。したがって、そうしたことによって給料表の減額というものもあわられてきていると思います。それから、やはり時間外勤務というものは抑制をするというような建前のもとにやっておりますので、その辺でも減額というものもございます。それから、もう一つ欠員の関係でございますが、3月31日付で退職した職員が2人ほどおりました。それから、同じく新規採用を予定していた職員が、やはり1月下旬になって急遽取り消しというようなことがございました。そういった欠員の関係、それから昨年度は4月1日で欠員が生じたところにさらに2名が死亡退職、そして1名が普通退職というようなことで、定数欠員が生じたことによる人件費が大分減っているというようなこともございます。そして、議員のお尋ねの40歳をモデルにした17年度と18年度の比較でございますが、2番のほうに示してございますが、ここでは階級は消防司令補でございます。年齢40歳。そして、扶養の条件として、妻、子供2人というようなことで計算をいたしております。これによりますと、平成19年度給与支給額が811万9976円、18年度給与支給額795万4651円、差額

でございますが、16万5325円の減額となっております。しかしながら、これは休日給を含めた計算でございますので、そこに休日2日を入れるとまた違った金額が出てくると思います。それから、1年間昇給が停ってしまった状態ではないかということでございますが、むしろ給与が減額となったというような状況でございます。それから、人件費の抑制が消防職員の新規採用に影響を与えているのではないかとというようなご質問がありました。参考までに当組合の応募状況について申し上げます。議員のほうからは、18年度、17年度で比較というようなことで質問がございましたので、当組合の状況について申し上げます。17年度でございますが、これは救急救命士の資格を持った者に限定した採用を行いました。17年度については、採用予定者3名に対して資格を持った者、これは4名の公募でございます。そして、18年度については、救急救命士に限定した採用でございますが、資格の取得見込みの者も含むというように若干内容を変えております。といたしますのは、毎年救急救命士の合格発表が4月中旬ごろにある関係から、なかなか4月1日段階では資格を取得しているかどうかははっきりしないということがございまして、見込みも含むというような形に18年度変えましたところ、11名採用のところを応募者が20名。参考までに19年度を申し上げますと、19年度については救急救命士と救急救命士以外、それぞれ5名、5名、合計10名を採用予定で募集しましたところ、19年度については71名の応募がございました。この辺が影響しているかどうかということでございますが、周辺の消防本部と比較をしますと、成田消防につきましても、それぞれ人気があるわけでございますが、ほかの消防本部と比べてみますと、決して当組合の応募が低いというような状況ではございません。それから、その3人欠員になっていることでの勤務上の影響ということでございますが、先ほどいろいろ議員からおっしゃったとおりですが、確かに我々にとって欠員があるということは非常に辛い状況でございます。そういったしわ寄せは、後ほど紹介させていただきますが、いろいろ年金とかそういうところに影響が出てくるというようなことであります。したがって、この実行率としてはできるだけそういうことはないように定数いっぱいを採用させていただくように、現在のところしております。

私からは以上でございます。

まことに申しわけございません。ちょっと私間違ったご答弁申し上げましたので、訂正をお願いします。夜間、特殊勤務手当でございますが、1夜は私500円と申しましたが、400円の誤りでございますので訂正をさせていただきます。まことに申しわけございません。

○議長（川名部 実君） 総務課長、大野道夫君。

○総務課長（大野道夫君） 総務課長の犬野でございます。兒玉議員の質問にお答えします。

職員の勤務状況について、夜間の救急体制の意義については、ご質問について、夜間の勤務のときにも割振り表というの、それは勤務割振り表を作成しまして、これによって夜間の勤務時間以外の救急火災出動については時間外手当で対応しております。救急出動件数の多い八街消防署及び佐倉消防署に第二救急隊を配備して対応しております。また、夜間の出動件数、パトロール時間等を考慮し、当直責任者が隊員の交代等を注意しております。この辺につきましては、職員Aとの職員Bの比較なのですが、職員Aについて問題になるのは出動の2番目、3番目、それから4番目、5番目だと思います。2番目、3番目については活動時間が長いということです。それから、4番目、5番目については、中でも休憩時間に出動しているというところですが、これはこの書いてあるように、当直責任者の考慮で勤務の交代をしております。次に、職員の異動状況から適正な職員定数などのご質問でございますが、現在372名ですが、消防力の整備指針を勘案した結果、適正な職員定数は391名です。続きまして、物件費等はというところで、臨時職員がいるかというご質問ですが、臨時職員の賃金につきましては物件費に含まれますが、当消防組合の場合は臨時職員は採用しておりません。

3番目の次世代育成支援の状況についてでございますが、育児休業職員、3歳に満たない子を養育する職員については、平成19年4月現在で67人おりますが、育児休業を取得した職員はおりません。

次のその他の4、アスベスト被曝についてでございますが、これはありません。健康診断データということですが、平成8年7月から平成17年7月までの全国の消防本部で、中皮腫3名、うち2名が死亡しました。これは消防活動によるものかその他は不明というデータでございます。

それから、休暇の取得の状況であります。当消防組合の年次有給休暇の平均取得状況ですが、平成18年度中の毎日勤務者の平均取得日数は10.1日です。隔日勤務者の平均取得日数は5.9日でございます。全体の平均取得日数は6.6日でございます。また平成17年度中の毎日勤務者の平均取得日数が9.4日、隔日出勤者の平均取得日数は6.7日でございます。全体の平均取得日数については7.2日です。全国の消防本部の年次休暇の平均取得状況ですが、平成18年度の消防本部の平均取得日数は10.4日でございます。

以上です。

○議長（川名部 実君） 1番、兒玉正直君。

○1番（兒玉正直君） 1番の兒玉です。ちょっと私の質問時間がかかりましたのでやめます。要望だけ言います。やっぱり現況の人数からすれば20人今足りないという状況。そして、育児休暇もとれない。また、現行の全国平均より少ないということ。これやっぱり職員の皆さん方、臨時職員が確かにかわり得ないかもしれない。この定員の中だけで組合の中の住民の命と財産を守る仕事ということ、そこに

やっぱりしっかりとした雇用と勤務条件の改善をしていただきたい。これを申し上げて質疑を終わります。

○議長（川名部 実君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号 平成 18 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第 2 号 平成 19 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 2 号 平成 19 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号の採決

○議長（川名部 実君） 議案第 3 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決

○議長(川名部 実君) 議案第4号 高規格救急自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、兒玉正直君。

○1番(兒玉正直君) 議席1番、兒玉正直です。予定価格に達しなかったということでもありますけれども、佐倉市においても予定価格に達しなくても、これを取りあえずこの価格で決めるということが行われています。消防の中で高規格救急自動車においては、予定価格以下ではだめなんですか。

○議長(川名部 実君) 次長、原口貞男君。

○次長(原口貞男君) 次長の原口貞男でございます。ただいまの質問にお答えします。私のところの説明で予定価格に達しなかったという表現をいたしましたので、低かったというふうにおとりになったのかと思いますけれども、うちのほうで設定した価格よりも高くございまして、うちのほうで設定した価格ではなかったということでもあります。達しなかったという表現したものですから、向こうで、うちのほうの予定価格以下だったということだと思いますけれども、そうではなく、非常に私どものほうで設定した価格より高かったので、私どもの設定価格で契約にならなかったということでございます。

○議長(川名部 実君) 1番、兒玉正直君。

○1番(兒玉正直君) 私の受け止めが正しいのかどうか。予定価格2858万4000円ですけども、トヨタが2725万、日産が2982万6200円。別に低い価格でもいいのだらうと思うんですけどね。

○議長（川名部 実君） 次長、原口貞男君。

○次長（原口貞男君） 次長の原口貞男です。

今回の契約は随契になるわけなので、一般競争入札のときに私どもの設定した、ここに書いてございますけれども、価格よりも高く2者が設定いたしましたので、第2回目を行いましたけれども、まだそれでもだめだということでしたから、随契になりました。ここに書いてあります予定価格と入札価格書と、これは税金が抜けております関係で、ここに出しております。

○議長（川名部 実君） 次長、原口貞男君。

○次長（原口貞男君） ただいまの件ですけれども、当初の予定価格で契約をいたしました。これは入札のときに落ちなかったものですから、協議いたしまして、契約を締結いたしました。

○議長（川名部 実君） 1番、兒玉正直君。

○1番（兒玉正直君） 入札でできないのではないかと考えていると困るんですよ。それが契約で2856万に引き上げないのかということ。

○議長（川名部 実君） 消防長、島村義明君。

○消防長（島村義明君） 消防長の島村義明でございます。兒玉議員のご質問にお答えいたします。

これは予定価格でございます。したがって、これに消費税を加えた額でございますので。

○議長（川名部 実君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 高規格救急自動車の購入契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告（午後4時17分）

○議長（川名部 実君）

以上をもちまして、平成19年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。